

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

電気炉系ダスト（造粒されたもの）

2 貨物の説明 : DESCRIPTION

- ・電気炉系ダスト（造粒されたもの）は、電気炉により鉄鋼（普通鋼、特殊鋼（ステンレス鋼、耐熱鋼、他））を製造する工程にて発生する酸化鉄及び亜鉛を多く含有する乾燥した煤塵に、発塵の防止および輸送時のハンドリング性を向上させるため、水分を添加しペレット化したものである。
- ・非鉄金属（亜鉛・他）製錬の原料として利用されている。
- ・形状は球状（ペレット状）で有効径（D10）は 1mm 以上。
- ・色は茶褐色、黒茶色
- ・水分値は 25%以下（5～15%が主流）
- ・真比重は 3～4.5 程度

3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

3.1 種別 : GROUP

C

3.2 見かけ密度(kg/m³) : BULK DENSITY

1000 ～ 2500 kg/m³

3.3 載貨係数(m³/t) : STOWAGE FACTOR

0.4 ～ 1.0 m³/t

3.4 粒径 : SIZE

球状 1 ～20 mm

3.5 等級（種別 B の場合に限る） : CLASS 国連番号（危険物の場合に限る） : UN No.

不適用

3.6 静止角（非粘着性物質の場合に限る） : ANGLE OF REPOSE

不適用

4 危険性 : HAZARD

特段の危険性はない。
この貨物は不燃性又は火災危険が低い貨物である。

5 運送条件

5.1 積付及び隔離要件：STOWAGE & SEGREGATION

特段の要件はない。

5.2 船倉の清浄さに係る要件：HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

特段の要件はない。

5.4 積荷役時の要件：LOADING

この規則の第 4 章及び第 5 章の関連する規定に従って荷繰りすること。
※「コード本文第 4 章及び第 5 章」の記載については、平成 23 年 1 月 1 日から施行される国内規則の該当する条項を記載予定。

5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡若しくは他の同等な粉じんからの眼の保護及び防塵マスクを必要に応じて着用すること。

5.6 通風要件：VENTILATION

特段の要件はない。

5.7 運送時の要件：CARRIAGE

特段の要件はない。

5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

特段の要件はない。

5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。